成年後見ニュース
じゃがれたー
No.33
（じゃがれたーは、日本成年後見法学会（Japan Adult Guardianship Law Association ＝略称JAGA）が編集・発行するニュースレターです。）

発行日　2019年9月30日
発　行　一般社団法人
日本成年後見法学会
発行人　理事長　新井　誠
編　集　広報委員会
［委員長］　冨永　忠祐
［委　員］　岩井　英典
大野　知行
小嶋　珠実
佐藤　米生
長谷川秀夫
星野　美子

巻頭言　全国女性税理士連盟における成年後見制度に関する最近の活動

全国女性税理士連盟社会貢献特別委員長　小林　美智子

巻頭をお借りして、全国女性税理士連盟の成年後見制度に関する最近の活動を紹介したいと思います。皆様は全国女性税理士連盟（女税連）をご存知でしょうか。女税連は唯一の女性税務専門家集団で、会員相互の親睦と研鑽、会員の社会的地位の向上と権益の擁護を目的として、1958年に設立されました。また、当初は唯一の女性税理士による全国組織として発足しましたが、1969年東西支部が組織され、さらに現在北は北海道ブロックから南は九州・沖縄ブロックまで、東日本支部は６ブロック、西日本支部は７ブロックに分かれています。

活動面では創立当時の志を引継ぎ、60年以上たった今も互いに支えあい、高めあいながら、女性税理士だからこそできる提言や社会貢献のための活動を積極的に行っています。具体的に活動を担っているのは専門部、特別委員会と同好会です。

女税連では成年後見制度導入当初からいち早く対応し、社会貢献特別委員会が、税理士が社会貢献を担う側面から、成年後見制度とNPO法人等非営利法人のサポートに取り組んでいます。特に成年後見制度に関しては、税理士自身が成年後見人としての資質の向上に資するだけでなく、関与先等にアドバイスできるように研修会開催等の活動をしています。

当委員会は最近の活動として、2019年５月にＡ４版の会員向け冊子「人生100年時代 自分らしく豊かに生きるためのチェックリストQ30」（文末写真参照）を発行し、全会員に送付し、多くの反響をいただきました。このチェックリストは、漠然とした将来を具体化するためのツールで、エンディングノートや備忘録と異なり、考えを整理するためのものです。各項目にチェックしていくことで、「気づき」が得られ、自分の考えが明確になっていき、将来の生活場所、将来を託す人などを考えるきっかけにできます。また30問しかありませんので、定期的にチェックしなおし、改めて考えを整理することが容易です。

当委員会では、初めての試みであるこのチェックリストを定期的に改訂し、バージョンアップしていく予定でいます。現在、会員からの意見や感想等のアンケートを回収して、活発に改訂作業をはじめたところです。これからも女性税理士が成年後見制度を通して社会に貢献できる機会が増えるよう、工夫を重ね活動を進めていく所存ですので、ご支援ご協力をよろしくお願いいたします。

第16回学術大会

〔統一テーマ：基本計画における成年後見の展望〕

2019年５月25日㈯於北海道大学人文・社会科学総合教育研究棟２階 W203講義室　※肩書きは学術大会当時

特別報告

◇成年後見制度の利用促進について

梶野友樹（厚生労働省大臣官房参事官（成年後見制度利用促進等担当）（併）社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室長）

厚生労働省の成年後見制度利用促進室長である梶野氏からは、基本計画の工程表に示された７つの施策の観点から、成年後見制度の利用促進に関する現在の国や各省庁の動きが報告された。

① 制度の周知は、現状それほど進んでおらず、今後は特に、任意後見、補助、保佐の内容について周知することが大事だと述べた。

② 市町村計画の策定に関しては、全国の市区町村1741自治体を対象に実施された「成年後見利用促進施策に係る取組調査結果」（2019年３月）に触れ、市区町村では、予算、組織的な調整、人材の３つが主に課題として捉えられているとした。

③ 利用者がメリットを実感できる制度の運用について、身上保護、意思決定支援、本人らしい生活を送るための財産活用の観点で、利用者がメリットを実感できる後見人等を選任するため、中核機関による適切な候補者推薦・受任者調整が重要であると指摘した。

④ 地域連携ネットワークづくりに関し、梶野氏は、約９ヶ月で56回、全国各地のセミナー・連絡会議等に参加し、中核機関は新設箱物ではなく、既存の制度や枠組みを利用して柔軟につくることが可能であること等の説明・周知に努めているという。

⑤ 不正防止の観点としては、現在、金融庁の後押しで、後見制度支援預貯金を導入する金融機関が急速に増大しており、昨年末時点で、全金融機関の48％が導入済・導入予定であり、今年９月には一般的に目にするぐらい進むだろうと述べられた。

⑥ 医療・介護等に係る意思決定支援について、「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」が策定され、審議会での手続きも終えたのでまもなく周知するとの言及がされた。

⑦ 欠格条項の撤廃については、全省庁的に188の法律を事実上変更し、500以上の資格等につき欠格条項を撤廃する一括法案が衆議院を通過したところであるとの報告がなされた。

◇成年後見制度利用促進における札幌家庭裁判所の取組

久保貴紀（札幌家庭裁判所判事）

札幌家裁で後見事件を担当する久保氏からは、基本計画を踏まえた家庭裁判所の役割のうち、後見人の選任に関する取組を中心に報告がなされた。

基本計画において、利用者がメリットを実感できる制度の運用と改善が求められているが、久保氏は、後見人の選任のあり方として、①身近な支援者（親族、市民後見人）を後見人に選任、②専門職後見監督人による親族後見人支援、③柔軟な選任形態の変更、の３点が重要であると述べる。

まず、①について、札幌家裁の管内の多くの市町村で市民後見人の養成がなされ、個人受任や後見人として選任された社会福祉協議会の支援員の活動をしていること、「札幌後見支援の会」（調停委員が中心となって設立されたボランティア団体。会員数116名、約160件選任）の会員を後見人に選任するという取組が報告された。

次に、②に関して、札幌家裁では、身近な支援者がいるが財産管理面の課題があり支援があれば親族で解決可という事案で、親族後見人と専門職の後見監督人を選任し、監督人に親族後見人の支援をさせる場合があることが報告された。

また、③として、札幌家裁では、身近な支援者

（親族）がおらず財産管理面の課題のみで他に特別な課題がない事案で、法律職の専門職後見人を選任し、課題解決後に市民後見人に交代する場合があることが報告された。

◇成年後見制度利用促進の取組状況～札幌市～

小関礼嘉（札幌市保健福祉局総務部地域福祉推進担当課長）

札幌市の職員である小関氏からは、札幌市の成年後見制度の利用状況や利用促進など関連する取組の状況が報告された。

札幌市は、人口約195万人、高齢化率約26.3%の政令指定都市で、後見等開始件数は361件、管理継続中の本人数は2687人（いずれも今年４月１日時点）であり、市長申立・申立費用助成・報酬助成の件数はいずれも増加傾向であるという。

また、札幌市では、平成26年度から市民後見人の養成を開始し、名簿登録者数が86名、受任件数が11件22名であるが（いずれも今年４月１日時点）、相互牽制による後見活動を実現するため、複数受任を原則としているとのことである。

利用促進に向けた体制整備の取組として、札幌市では、今年４月１日に札幌市地域福祉社会計画審議会を設置し、その権利擁護部会で市町村成年後見制度利用促進基本計画に関する事項を専属的に審議する予定であること、また、2020年10月に第１期の基本計画を単独計画として策定し、第２期以降は、札幌市地域福祉計画（2024年度以降）への統合を検討していること、などが報告された。

基調報告

◇成年後見制度利用促進への道

大貫正男（司法書士）

大貫氏からは、成年後見制度利用促進への道として、2010年の成年後見法世界会議の開催と横浜宣言の採択、成年後見制度利用促進法の制定、基本計画の策定と中間年度の進捗状況、成年後見制度利用促進に向けた打開策と今後の検討課題が報告された。

大貫氏は、最高裁の成年後見関係事件の概況の数字から見ても、まだまだ利用促進法の効果が現れていない、特に、任意後見監督人選任審判の申立件数が764件であり前年の804件から減少している点に非常に危機感を持っていると述べ、法定後見だけではなく、任意後見制度をもっと利用すべきであることを繰り返し強調した。

そして、そのためには、法務局において任意後見受任者に定期的な報告を求めるなどして適切な活用を促す体制の検討を含め、任意後見制度の改善と柔軟な運用が必要であると訴えた。

また、成年後見制度を補完し、「隙間」を埋める制度として、民事信託をもっと活用すべきであり、両制度の連携・併用を進めていくことで、成年後見制度の利用促進の実現にもつながるし、本人の生活支援にもつながると述べた。

◇法定後見制度改正の方向性と利用促進基本計画が指摘する運用上の課題

赤沼康弘（弁護士）

赤沼氏からは、法定後見制度改正の方向性と、基本計画で指摘された運用上の問題点およびその改善の方向性が報告された。

前者について、赤沼氏は、必要性の原則に基づいた補助がほとんど使われず、保佐も非常に少ないという現行制度の運用に照らせば、障害者権利条約の求める原則に適合しているとはいえないと言わざるを得ず、本来、現行制度は、３類型を廃止して一元化し、本人の必要に応じた権限を後見人に付与し、本人のニーズに応じた支援をする制度に変えていくことが求められていると述べた。

また、後者に関して、赤沼氏は、①後見類型偏重の改善、②適切な後見人の選任、③本人の意思の尊重、④財産保護から本人の生活の質の向上のために財産を積極的に利用する後見へ、⑤医療・介護等における支援の５つの課題を取り上げ、それぞれ改善の方向性や留意すべき点を述べた。

赤沼氏の指摘はいずれも説得力があり、後見人等の実務を担う専門職として考えさせられるものばかりであった。

なかでも、今年４月に導入された新しい診断書の様式について、判断能力の診断基準が「契約」

の意味・内容等の理解の程度に変わったが、「契約」＝重要な財産行為として類型分けされれば現状と何も変わらないおそれがあるとして、実務家が本来の本人の能力にあった支援を考え、医師と本来の3類型のあり方について協議しながら進めることが必要ではないかとの指摘（①に関連）は、前者との関係でも、とりわけ留意すべきものであると感じた。　（弁護士　遠藤　真吾）

パネルディスカッション

パネルディスカッションでは、「基本計画の具体化・明確化」をテーマに、コーディネーターとして高橋弘氏（司法書士）、パネリストとして特別講演で登壇した梶野友樹氏、基調講演を行った赤沼康弘氏及び池田惠利子氏（社会福祉士）、千貝愛氏（司法書士）らが登壇された。

議論された議題は3点で、まず、「利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」について議論がなされた。

赤沼氏からは現行法の解釈で後見事務運用に福祉的な観点を十分盛り込めることの指摘があり、千貝氏からは財産管理事務とともに後見事務の内容とされる身上保護事務につき、全く一体のものでなく、身上保護事務は範囲は小さいが個別性がある点が特徴であると整理された。池田氏からは本人情報シートにつき導入経緯の説明があり、パネリストらは個人情報保護との関係での作成責任についての不安を問題とする一方で、会場発言の半藤政一氏（札幌後見支援の会会長）、南方宏幸氏（行政書士・一般社団法人北海道成年後見支援センター理事）から、有用性を評価する旨の発言があったこと、鈴木政昭氏（行政書士・一般社団法人北海道成年後見支援センター）から後見等の区分についてユニークな視点からの発言があったことが印象的であった。

2つめの議題は「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」であった。まず、池田氏から、権利擁護概念につき、本人支援を基本とした残存能力の活用と保護の調和があるべきとの理念、赤沼氏からは権利擁護は本人の意思に沿ってその権利や法的利益を守るということになるが、成年後見人の職務としては法律行為と離れた日常の行為についてはその関係の支援者の支援を見守ることになるのではないかと発言があった。梶野氏からは、知られない制度はないに等しい以上、第1に広報・相談が重要との強調があった。

会場発言では、大石愛氏（社会福祉法人札幌市社会福祉協議会権利擁護係長）からの市民後見による権利擁護の具体例、清水恵介氏（日本大学教授）からのvulnerable（脆弱）な人々が権利の取得行使を容易にするための制度や支援の総体を示す概念として権利擁護を捉えるべきとの発言が印象的であった。また、川口純一氏（司法書士・成年後見制度利用促進専門家会議委員）は、山間部とか島嶼などの地域も広域連合など地域に応じた支援で中核機関の設置に踏み込むべきと発言された。

3つめの議題は、「北海道の実情に見合った仕組みの構築」であった。

千貝氏から、北海道の特徴（市民後見人養成講座の受講者が2017年度末で日本一、札幌市近郊以外では広い地域に高齢者が点在）から法人にノウハウを蓄積させ、道内どこでも同様の権利擁護を図るため、札幌市近郊以外の広域連携及び法人後見と市民後見人活用の2つの制度利用の必要性の提案がなされた。梶野氏からも、北海道が日本の今の縮図であるなどの指摘があった。

会場からは、大町英祐氏（弁護士）から、北海道の広さの指摘と、高齢過疎化が進んだ地域のプライバシー問題、特別講演で登壇した久保貴紀氏から広域連携における都道府県の果たすべき役割の重要性等の指摘があった。最後に遠藤美波氏（朝日新聞社記者）から苫小牧の高齢者の財産騙取事件の取材経験を通した成年後見制度普及への期待が寄せられた。

コーディネーターからは本シンポジウムが司法、行政、民間の三位一体の連携ネットワークづくりが大きく前進するきっかけになったとの総括がなされ、終会となった。　（弁護士　坂井　崇徳）

第16回総会報告

令和元年５月25日㈯12時より、北海道大学人文・社会科学総合教育研究棟２階 W230講義室において、日本成年後見法学会第16回総会が開催されたので概要を報告する。

開会宣言の後、北海道大学の藤原正則教授より開会挨拶があり、多面的な連携で制度の活用促進を図ることが課題であること、本大会で裁判所・行政・福祉など各側面からの社会連携の議論が行われることへの期待を持っていることなどのお話があった。

その後、本学会規約12条により、新井誠理事長が議長を務めることが告知された。

◇議案第１号　2018年度事業報告の件

池田恵利子副理事長から、役員改選もあるため、事前配布された議事資料に基づき柱立てのみの読み上げによって報告を行いたい旨の告知があり、2018年度に実施された事業について報告がなされ、拍手をもって同報告について承認された。

◇議案第２号　2018年度決算承認の件

伊藤佳江財務委員長から、議事資料に基づき、2018年度の決算報告がなされ、補助金収入については、公益財団法人トラスト未来フォーラムから助成金があることの説明などがあった。

続いて、同人より監査報告がなされ、拍手をもって同決算が承認された。

◇議案第３号　2019年度事業計画決定の件

池田副理事長から、議事資料に基づき2019年度事業計画案の説明がなされ、拍手をもって本事業計画案が承認された。

◇議案第４号　2019年度予算決定の件

伊藤財務委員長から、議事資料に基づき、2019年度予算案について、事業活動支出については消費税率引き上げを勘案して予算立てをしてあることなど説明がなされた後、拍手をもって同予算案について承認された。

◇議案第５号　役員改選、委員会委員選任の件

赤沼康弘副理事長から、当日配布資料の理事候補者51名について、明治学院大学の黒田美亜紀会員及び神田公証役場の小島浩会員、筑波大学の名川勝会員が新たな候補者であることの紹介を含め、名簿に基づき提案がなされ、拍手をもって承認された。

その後、同副理事長から、事前配布資料のとおり、委員会委員の選任についても報告がなされた。

すべての議案について、議案通り可決承認され、特に質問や意見も出ずにスムーズな議事進行がなされた。

審議終了後、新井誠理事長より、総会についての総括がなされた。北海道大学で総会を行うことができ、北海道の成年後見の現状について地元の方々と語り合い、後見制度の利用促進をしていくことが大変嬉しく意義深いことであること、同大学の先生方のご尽力はもとより、実務家の方々の大いなる協力を仰ぐこともでき、開催にこぎつけたことへの感謝の辞が述べられた。

また、次年度の学術大会（中央大学多摩キャンパスを予定）や成年後見法世界会議（９月29日～10月２日、ブエノスアイレスでの開催予定）の告知がなされ、多くの参加をいただきたい旨の要望とともに総会は終了した。

大会の最後に、新井理事長から、総会における役員候補者の決定に続き、理事長、副理事長について前任者の継続となったこと、その他常任理事15名、理事32名、監査役３名、幹事４名が決定されたことの報告がなされた。

（弁護士　千葉　真理子）

Denzil Lush 先生講演会「成年後見と私的自治（任意後見や信託等の濫用事例）」参加報告

平成31年４月20日、新宿エルタワーサンスカイルーム１階Ｃ室において、Denzil Lush 先生をお招きして、「成年後見と私的自治（任意後見や信託等の濫用事例）」の講演会が開催された。主催者の新井誠理事長より、Lush 先生は英国の成年後見の第一人者であり、専門誌「実践成年後見」第１号での巻頭論文の寄稿、任意後見の濫用問題についても世界に向けて意見を発信しているという講師紹介の後、逐次通訳を交えて講演会は開始された。

Lush 先生より、イングランドとウェールズには本人が意思無能力に陥った場合でもその効力を維持し続ける有効な代理権が２種類ある。１つが1986年３月10日から2007年９月30日までの間の Enduring Power of Attorney（EPA）持続的代理権ともう１つが2007年10月１日以降に導入された Lasting Power of Attorney（LPA）永続的代理権といわれるものである。

通常の代理権は委任者が意思無能力になった場合は自動的に取り消される仕組みになっている。代理人として行動する権限を得るためには保護裁判所に申請しなければならず、そこで法定後見人（Deputy）が任命されるという説明の後、EPA の導入の経緯について、また導入後、EPA の機能の調査がされ問題点を５つにまとめた報告書が発刊されたとの話があった。この報告書が大きな影響力を持ち、2007年に施行された意思決定支援法（MCA）は EPA 法を廃止して LPA を導入したとの説明がされた。さらに EPA や LPA を登録する管理事務は後見庁（OPG）に移管されたとのことである。

LPA の特徴は財産管理、身上監護に関する書式によって規定されていて、通知すべき人は委任者が自由に選べる。締結する際に能力に関する証明書を含み OPG に登録しなければ利用できない仕組みになっている。

贈与権限に関しては EPA と同様で、慈善団体に対してはいつでも寄付できるし近親者等には習慣的な贈与をすることができる。ただし金額は委任者の財産規模を考え不当なものでないことという規定になっている。LPA の取消は OPG ではできず、委任者か保護裁判所のみができる。また保護裁判所は MCA12条に規定されているより大きな額の贈与を相続税軽減のために受任者に命ずることもできる。利益相反がある場合の報酬の支払いについては、保護裁判所が委任者の最善の利益にかなう金額を考慮して承認を出すことができる。

2018年３月31日現在314万2284件の EPA、LPA が登録されている。英国の高齢者人口の４分の１以上にあたる。

しかし、将来的に自分に必要が生じたなら任意後見人ではなく法定後見人に財産管理をしてもらう。法定後見人は OPG に対して報告義務があるからであるとの説明の後、質疑応答が行われた。

最後に日本に対して、アイルランド等他国の動きを参考にすること、文化的な背景も考慮することなどのアドバイスをいただき、講演は終了した。

本講演に参加して、本人の意思を尊重できる制度として任意後見制度の利用促進がいわれているが、Lush 先生の自分なら任意後見は使わずに法定後見を使うという意見に、任意後見人の財産侵害の深刻さつまり監督制度のない任意後見の危険性、日本では任意後見監督の制度があるが任意後見を発効する前の任意代理における危険性は同じものがあること、また LPA における贈与、相続税対策、寄付、利益相反の報酬についての保護裁判所の関わりかた等、利用しやすい任意後見とするための示唆があり、とても興味深かった。

（司法書士　井藤　智子）

Denzil Lush 先生特別講演会「意思決定支援法と OPG の監督機能」に出席して

元イングランド保護裁判所上席裁判官で、当会の海外名誉会員でもあるデンジル・ラッシュ先生より、4月22日中央大学駿河台記念館430号室にてご講演をいただいた。今回は、紙面の都合から、講演のポイントを2点に絞って報告したい。

第1のポイントは、法定後見制度の利用にあたり、誰が本人の法定後見人（deputy）の候補者になることが望ましいか、という点である。英国では、2017年3月時点の法定後見人の総数が5万6691人であるところ、家族による後見人が約2万6000件（約46%）、公的機関、地方自治体等による後見人が約1万9000件（約33%）、専門職後見人が1万件強（約19%）となっている。法定後見人の選任にあたって優先順位が高い順を一般的に挙げると、①本人の配偶者もしくはパートナー、②本人に関して個人的な利害を有する親族、③友人、知人、専門職（たとえばその家族の事務弁護士や会計士など）、④地方自治体の資産管理部門、⑤委員後見人（後見庁（OPG）の長から任命される事務弁護士等）となっている。家族・親族が優先されているのは、本人と家族との間における親愛の情から本人の希望、感情、価値観、信条等についてより通じていること、本人が意思決定に参加する機会を高めていく上でも家族がより適切であること、専門職よりもコストがかからないこと等がその理由である。他方で、本人の財産の規模、本人作成の文書による意思表明の内容や能力の回復可能性、後見人候補者の意欲と能力（年齢、健康状態、資格、経験、居住地、財務、犯罪歴等）、本人と候補者とのこれまでの関わり、利益相反の程度によっては、上記の順位通りにはならず、専門職が選任される可能性が高まるという。

第2のポイントは、法定後見人を監督するOPGがどのような事務を行っているか、という点である。OPGは、①電話、②訪問、③セキュリティボンド（保険料）の確保、④報告書の受領、⑤指導、の5つの主要な監督事務を行っている。④の財産管理の報告書においては、特に、報告期間内になされた重大な意思決定の内容やその意思決定に本人が関与した程度、後見人が相談した人々に関する情報、本人との接触状況等に関する情報を記載させる点に特色がある。また、⑤の指導の前提として、財産管理の後見人になるためには何が必要か、OPGは何を考慮しているのかといった点について指針を作成し、具体的な後見人の事例なども公表している。ほかにも身上監護（保護）や贈与に関する実務的な指針や専門職後見人としての活動水準なども公表し、その水準を下回ったり、他の関係者からの苦情があったりした場合には、①②などの手段を通じて後見人等から情報収集を行い、必要に応じて保護裁判所に対して後見人等の交代（解任・選任）等を促すこともある。

講演後も複数の質疑にお答えいただいたが、ラッシュ先生自身が「意思決定支援法（MCA）は、必ずしも国連障害者権利条約に完全に準拠していない」と言及し、英国内でも「本人の最善の利益を追求するのではなく、本人の権利、意思、嗜好を尊重すべき」との提案がされているとのことである。日本の成年後見制度利用促進の議論においても注視すべき観点であるといえよう。

（弁護士　水島　俊彦）

判例研究

判例研究委員会

■家庭裁判所による成年後見人の選任・監督責任（東京高裁平成29年４月27日判決・判例時報2371号45頁等）

〔事実の概要〕

本人Ａ（明治43年生）の成年後見人に選任された司法書士Ｂが、Ａの財産ないし遺産から6749万円余りの金員を着服する横領行為をした。Ａの３女であるＸは、担当裁判官がＢをＡの成年後見人に選任するにあたり、成年後見人としての適格性を十分に調査すべきであったのにこれを怠り、その選任後もＢの横領行為を疑うべき事情があったのにこれを看過して適切な監督を怠ったと主張して、国家賠償法１条１項に基づき、国に対して総額7282万円余りの損害賠償を請求した。本判決は、原審と同様の理由を述べて、Ｘの控訴を棄却した。

〔判決要旨〕

「裁判官がした争訟の裁判につき国家賠償法上の損害賠償責任が肯定されるためには、当該裁判官が違法又は不当な目的をもって裁判をしたなど、裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものと認め得るような特別の事情があることが必要である」ところ、「この理は、……後見開始の審判とともに職権でされる成年後見人の選任審判についても、……同様に妥当する」。また、「裁判官による成年後見人の後見事務の監督につき職務上の義務違反があるとして国家賠償法上の損害賠償責任が肯認されるためには、……裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使し、又は行使しなかったものと認め得るような特別の事情があることを必要とする」。

〔解説〕

家庭裁判所に持ち込まれる家事事件の件数は平成28年には100万件を超え、この10年間で４割増えたという。家庭裁判所における後見等監督事務は、基本的には本人が死亡するまで続くとすれば、その負担は累積的に増大していく。成年後見制度の利用者数は、平成28年には20万人を超えたが、今後も成年後見制度の利用者はさらに増加すると予想される。このような状況にあって、家庭裁判所に成年後見人の選任・監督責任をどこまで負わせることができるかは悩ましい問題である。

本判決は、国家賠償法上の違法性を「特別の事情」がある場合に限定している。これに対しては、「家事審判官の成年後見人の選任や後見監督が……国家賠償法１条１項の適用上違法となるのは、具体的事情の下において、家事審判官に与えられた権限が逸脱されて著しく合理性を欠くと認められる場合に限られる」として、違法性をより広く認めるべきとする立場もある（広島高裁平成24年２月20日判決・判例タイムズ1385号141頁）。実際上、両者の基準にどれほどの差異を生じるかは必ずしも明らかでないが、いずれにせよ、家庭裁判所の負担が増大する中、後見監督等の責任を過度に厳格化することは、家庭裁判所の機能不全を招きかねないことにも留意すべきであろう。

成年後見人による不正を防止するためには、家庭裁判所の監督だけでは限界があるように思われる。成年後見基本計画に基づく「地域連携ネットワーク」においては、「協議会」が重要な役割を果たす。協議会の構成メンバー（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会のほか、社会福祉協議会、家庭裁判所、福祉事業者、医療機関、金融機関、民生委員、自治会等）が、家庭裁判所への報告や家庭裁判所による監督を補完する形で、後見人による不正の機会を生じさせない仕組みや監督などを行う機能を家庭裁判所の外でも充実させていくことが期待される。

（広島大学教授　神野　礼斉）

追悼・竹中勲先生

日本成年後見法学会理事長　新井　誠

同志社大学大学院司法研究科教授であり、日本成年後見法学会（以下、「本学会」という）理事でもあられた竹中勲先生が2019年３月28日に急逝されたとの報に接し、本学会を代表して衷心から哀悼の意を捧げます。

竹中先生の憲法学者としてのご業績は夙に知られていますが、本学会との関係においてはとりわけ成年被後見人・被保佐人の欠格事由は違憲であることを憲法学に立脚して理論的に強く主張されたことを指摘しなければなりません。成年被後見人選挙権欠格事由については、原告の英断をきっかけとして2011（平成23）年２月１日に違憲訴訟が東京地裁に提起され、2013（平成25）年３月14日東京地裁判決（判例時報2178号３頁等）は、公職選挙法11条１項１号を違憲とする判断を下しました。その結果、同１号を削除すること等を内容とする公職選挙法の改正を経て、現行の公職選挙法（９条、10条、11条等）の下では、成年被後見人も選挙権・被選挙権を行使できるようになっています。この憲法訴訟において竹中先生は原告弁護団の依頼を受け意見書を提出していますが、当該意見書が裁判の帰趨に大きな影響を与えたことは容易に想像できるところです。憲法学においてのみならず、成年後見法学の分野においても金字塔といっても過言ではない意見書であったのではないでしょうか（意見書の概要については、「判断能力が十分でない成年者と基本的人権」同志社法学64巻７号127頁以下参照）。

公職選挙法の改正後の課題とされたのが、成年被後見人・被保佐人の公務員就任権を制限する国家公務員法・地方公務員法の欠格条項でしたが、これについても竹中先生は健筆を振るわれて、学界の議論をリードする役割を精力的に果たされました。

本年６月７日には「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」（以下、「適正化法」という）が成立し、６月14日に公布されました。これまでは数多くの資格・職権・業務等の欠格事由とされていたものがほぼ全面的に見直され、成年被後見人・被保佐人でも国家公務員、地方公務員、医師、弁護士等になることができるようになりました。特に国家公務員・地方公務員の欠格事由の撤廃は竹中先生の悲願でもあっただけに、あと３ヶ月程旅立ちを待てるのであれば適正化法の成立を見届けていただきたかったと無念でなりません。本学会は適正化法の成立は竹中先生のご尽力なくしてはあり得なかったものとして謹んで、深謝したいと存じます。

個人的には、私の還暦記念論文集へのご寄稿（「成年被後見人の自己人生創造希求権と選挙権」新井ほか編『成年後見法制の展望』210頁以下（日本評論社、2011年））や私が発起人代表を務めた村田彰先生の還暦記念論文集へのご寄稿（「成年被後見人・被保佐人の公務員就任権欠格条項をめぐる憲法問題」『現代法と法システム』511頁以下（酒井書店、2014年））を懐かしく思い出し、これらの論稿を手に取り竹中先生を偲ぶ縁としております。これらの論文集にご寄稿いただいた学恩に対しても深謝いたします。

竹中勲先生の本学会への多年にわたるご貢献に感謝しつつ、心からご冥福をお祈り申し上げます。

役員紹介

本号５頁での報告のとおり、2019年５月25日開催第16回総会にて、規約19条に基づき、役員改選を行い、同日開催しました第１回理事会で、理事長、常任理事、幹事が決定しました。なお、2019年４月１日現在の入会者数は、正会員811名、賛助会員４団体２名、会友231名、名誉会員５名です。

理事・監査役・幹事一覧（50音順･敬称略）

【理 事 長】 **新井　誠**（中央大学）
【副理事長】 **赤沼康弘**（東京弁護士会）／**池田惠利子**（東京社会福祉士会）／**大貫正男**（埼玉司法書士会）
【常任理事】 **伊藤佳江**（東京税理士会）／**遠藤英嗣**（東京弁護士会）／**金川　洋**（長野県社会福祉士会）／
北野俊光（東京弁護士会）／**熊谷士郎**（青山学院大学）／**清水恵介**（日本大学）／
周　作彩（流通経済大学）／**高橋　弘**（埼玉司法書士会）／**冨永忠祐**（東京弁護士会）／
西島良尚（流通経済大学）／**芳賀　裕**（福島県司法書士会）／**長谷川秀夫**（千葉司法書士会）／
星野　茂（明治大学）／**星野美子**（東京社会福祉士会）／**松井秀樹**（東京司法書士会）
【理　　事】 **相原佳子**（第一東京弁護士会）／**五十嵐禎人**（千葉大学）／**石渡和実**（東洋英和女学院大学）／
井上計雄（大阪弁護士会）／**岩井英典**（札幌司法書士会）／**岩城和代**（福岡県弁護士会）／
大輪典子（東京社会福祉士会）／**小賀野晶一**（中央大学）／**沖倉智美**（大正大学）／
小此木清（群馬弁護士会）／**長　秀之**（霞ヶ関公証役場）／**神谷　遊**（同志社大学）／
菊池馨実（早稲田大学）／**黒田美亜紀**（明治学院大学）／**小嶋珠実**（神奈川県社会福祉士会）／
小島　浩（神田公証役場）／**五味郁子**（東京税理士会）／**志村　武**（関東学院大学）／
杉山春雄（埼玉司法書士会）／**多田宏治**（大阪司法書士会）／**床谷文雄**（奈良大学）／
中村昌美（名古屋学院大学）／**名川　勝**（筑波大学）／**西川浩之**（静岡県司法書士会）／
橋本健司（神奈川県司法書士会）／**久岡英樹**（大阪弁護士会）／
平川博之（全国老人保健施設協会）／**細川瑞子**（富山県手をつなぐ育成会）／
本間　昭（お多福もの忘れクリニック）／**松友　了**（社会支援ネット・早稲田すぱいく）／
村田　彰（流通経済大学）／**森　徹**（東京弁護士会）
【監 査 役】 **菅野協子**（関東信越税理士会）／**坂井崇徳**（東京弁護士会）／**武藤　進**（東京司法書士会）
【幹　　事】 **伊藤桂司**（元裁判所書記官）／**千葉真理子**（茨城県弁護士会）／**橋本有生**（早稲田大学）／
山城一真（早稲田大学）

◆第17回学術大会開催のお知らせ◆

2020年の第17回学術大会・総会は、５月30日㈯、中央大学多摩キャンパスにて開催する予定です。

◆国際シンポジウムのお知らせ◆

2019年12月14日㈯筑波大学東京キャンパス文京校舎にて、シンガポール家庭裁判所判事 Daniel Koh 氏、同国金融庁関係者によるシンポジウムを予定しています。

※第17回学術大会、国際シンポジウムともに、講演者、講演内容や時間など、詳細が決まり次第、日本成年後見法学会ホームページ等でお知らせいたします。

【日本成年後見法学会事務局】
〒150-0013　東京都渋谷区恵比寿 3-7-16
㈱民事法研究会内
E-mail　j_jaga@nifty.com　FAX 03-5798-7278

◆編集後記◆　今号で特集されたように、５月末に、関東を離れた２回目の学術大会が北海道で開催された。午後からの開始であったが内容は豊富で、会場も満杯、懇親会も郷土色豊かに盛り上がり、大会を運営された地元の皆様に心からの感謝を申し上げたい。ありがとうございました。　（小嶋　珠実）